

令和7年度「家庭の日」県民運動啓発ポスター募集要領

1 目 的

「家庭の日」を表現したポスターを募集し、明るく対話のある家庭づくりについて児童・生徒の理解を深めるとともに、最優秀作品等を掲載した啓発資材を作成・配布することにより、一般県民に対してより一層「家庭の日」が普及するように努める。

＜「家庭の日」の意義＞

スローガン 「親と子の 対話がつくる よい家庭」

家庭は、かけがえのない生活の基盤であり、家族が互いの心のふれあいと連帯感を深め、子どもが人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場です。しかしながら、忙しい毎日の中で、ともしれば家族のふれあいは薄れがちです。

「家庭の日」は、そうした現状を踏まえて、月に一度は一家団らんの日を設け、親と子が対話する機会を持とうということで、**毎月第3日曜日**に定められました。そして、この日をきっかけにして毎日が「家庭の日」となり、明るく対話のある家庭づくりをすすめることをねらいとしています。

家族で話し合って、それぞれの家庭に合った楽しい「家庭の日」をつくってみませんか。

2 主 催

愛知県、愛知県青少年育成県民会議

3 後 援

愛知県教育委員会

4 ポスターの内容

親子で、あるいは家族そろって生き生きと充実した生活を送る様子など「家庭の日」を表現したもので、明るく、楽しく、対話のある家庭づくりの高揚を強調したものとする。

5 応募資格・規格等

(1) 県内在学の小学生、中学生、高校生

ア 児童の部：小学生

イ 生徒の部：中学生、高校生

(2) 用紙は、四つ切り画用紙

(3) 紙質、色数、絵の具など材料の制限はしない。

(4) 作品中に「家庭の日」の文字を入れる（ひらがなも可とする）。

(5) 応募は一人1点とする。

(6) 作品は自作で、未発表のものに限る。

ただし、今年度市町村等において募集した作品、又は期日に間に合う範囲内で新たに募集する作品については、この限りではない。

6 応募方法

作品の裏に学校名・学年、氏名（ふりがな）等を記載した「別記様式」の名札を貼付すること。

7 応募締切

令和7年9月8日（月）

8 応募先

各学校でとりまとめて応募する場合は、図1（応募作品提出ルート及び締切期日）のとおりとする。個人で応募する場合は、図2（応募作品提出ルート及び締切期日）のとおりとする。

ただし、名古屋市立の学校については、各学校でとりまとめて応募する方法に限る。

9 問い合わせ先

別表（問い合わせ先一覧）のとおりとする。

10 審査及び表彰

（1）審 査

ア 地区審査

応募作品は、愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課、東三河総局、県民事務所等及び教育事務所等において地区審査を行い、優秀な作品を選出する。

なお、選出する作品数は、児童の部・生徒の部とも各部門の応募数のそれぞれ1%（小数点以下切り上げ）又は7点のどちらか多いほうを上限とする。

名古屋市については名古屋市教育委員会生涯学習課で市審査を行い、優秀な作品を選出する（選出する作品数は上記の基準に準ずる）。

イ 県審査

地区審査及び名古屋市審査により選出された作品について県審査を実施し、入賞者を決定する。

ウ 審査要領

地区審査及び県審査の審査要領は、別に定める。

（2）表 彰

表彰は次のとおりとする。

特 選	愛知県知事賞	児童・生徒の部 各 1 点
入 選	愛知県青少年育成県民会議会長賞	児童・生徒の部 各 5 点
佳 作	愛知県青少年育成県民会議会長賞	児童・生徒の部 約 50 点
努力賞	愛知県青少年育成県民会議会長賞	児童・生徒の部 約 100 点

※佳作、努力賞の点数は応募総数によって変更することがある。

11 入賞作品の展示及び応募作品の取り扱い等

- （1）特選・入選作品は県庁地下連絡通路等の展示、その他入賞作品も東三河総局、各県民事務所等の展示など、「家庭の日」県民運動のための普及啓発事業に活用することがある。なお、特選・入選作品は「家庭の日」県民運動の啓発資材の一部に採用し、さらに愛知県青少年育成県民会議ホームページに掲載の予定である。

このように、受賞作品及び受賞者の氏名や学校名等については、公表することを前提にしているので、公表することについて、児童・生徒・保護者の方にあらかじめ御了承いただいた上で御応募いただきたい。

- （2）応募作品は、原則として応募者本人に返却しない。
- （3）応募用紙を貼り付けていない場合は、応募を受け付けないこともある。
- （4）例年、本人の手書きによる記名と印刷された一覧表の氏名の漢字表記が異なる場合があり確認に時間を要するので、応募に際して氏名の表記に誤りがないか確認すること。

<別記様式>

令和7年度「家庭の日」県民運動啓発ポスター応募用紙	
学 校 名	学校（ ）年
(ふりがな)	
氏 名	

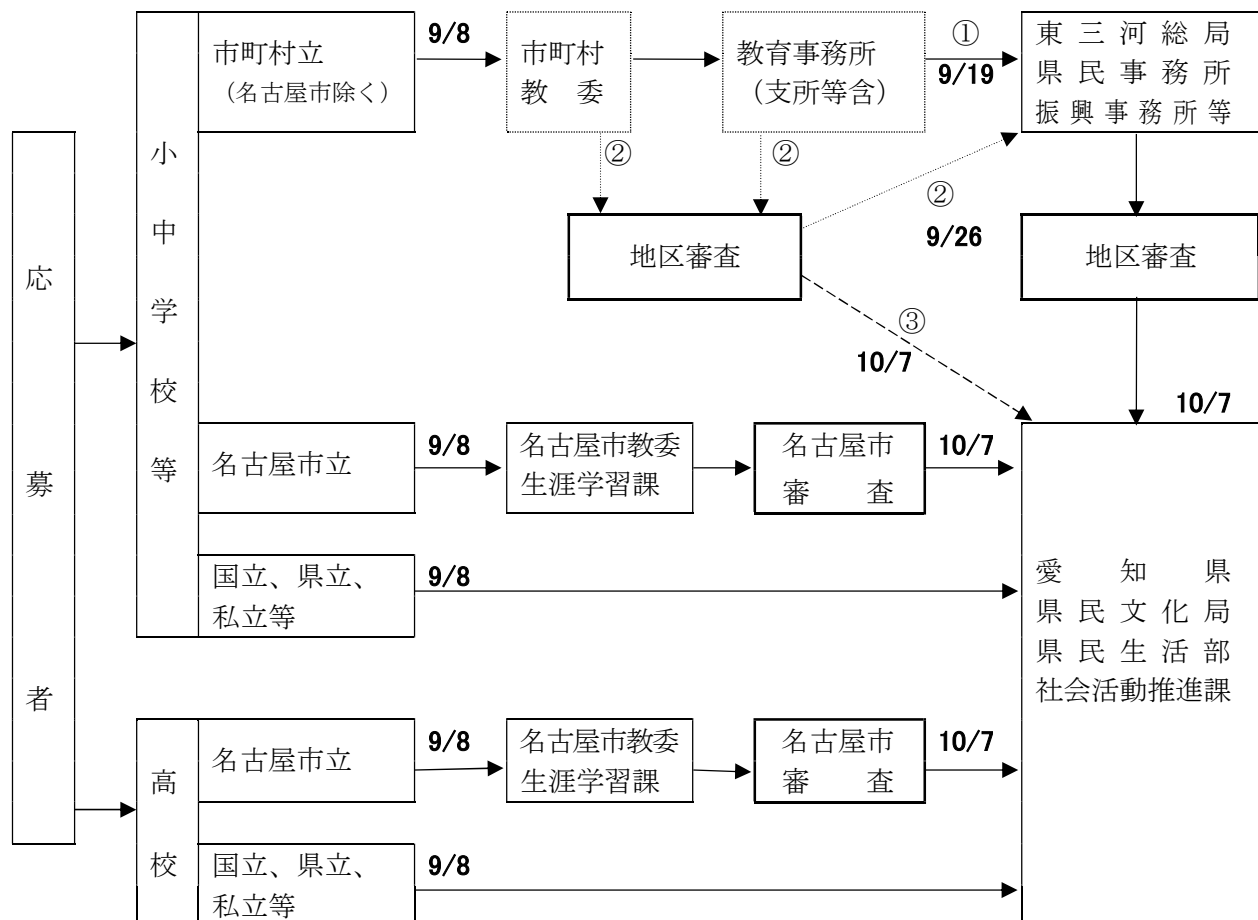
※個人応募の場合は以下も記入する

保護者氏名	
自宅住所 電話番号	〒 TEL ()

注1) 市町村立校については、「◆◆市(町・村)立」から記入してください。

注2) 入賞の場合には、賞状に上記内容(学校名・氏名)をそのまま記載いたしますので略字等使用せず、正確に記入してください。

図1 応募作品提出ルート及び締切期日(学校でとりまとめて応募する場合)



[注] ①・・・東三河総局・県民事務所等で地区審査を行う場合

②・・・市町村教委・県教育事務所(支所等を含む)で地区審査を行う場合

③・・・教育事務所支所等(例. 設楽教育指導室)で地区審査を行う場合

図 2 応募作品提出ルート及び締切期日（個人で応募する場合）

応募者 9/8(必着)郵送または持参

下記＜別表＞問い合わせ先の機関に直接提出

＜ 別 表 ＞ 問い合わせ先一覧（個人応募の場合の提出先）

在学する学校の所在地域	機 関 名 ・ 所 在 地 ・ 電 話
国立、県立、私立の小・中・高等学校及び特別支援学校	県民文化局県民生活部社会活動推進課 青少年グループ 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 電話 052-954-6175
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡	尾張県民事務所総務県民課 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 電話 052-961-1447
津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	海部県民事務所県民防災安全課 〒496-8531 津島市西柳原町1-1-4 電話 0567-24-2112
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡	知多県民事務所県民防災安全課 〒475-8501 半田市出口町1-3-6 電話 0569-21-8111 ※新庁舎建設工事のため駐車場はありません
岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、額田郡	西三河県民事務所総務県民課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 電話 0564-27-2704
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局県民環境部総務県民課 （1階 県民相談室） 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 電話 0532-35-6109
新城市	新城設楽振興事務所県民防災安全課 〒441-1365 新城市石名号20-1 電話 0536-23-2111
北設楽郡	東三河教育事務所新城設楽支所設楽教育指導室 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字小貝津6-2 電話 0536-62-0822
名古屋市立の小・中・高等学校及び特別支援学校	名古屋市教育委員会生涯学習課 〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-4 （名古屋市教育館6階） 電話 052-950-5046

